

# 滋賀県子ども若者審議会 第4回条例検討部会 次第

令和5年11月21日（火）17時30分～19時30分

滋賀県庁北新館5階 5-A会議室

## 1 開会

## 2 議事

### (1) 「(仮称) 滋賀県子ども基本条例」の検討

- ① 条例の全体構成について
- ② 目的・子どもの権利・基本理念・責務役割について
- ③ 計画・審議会について

### (2) その他

## 3 閉会

## 構成の比較表（新条例たたき台、現行条例、こども基本法）

条例たたき台の構成	現行条例の構成	こども基本法の構成
第1条 目的	第1条 目的	第1条 目的
第2条 定義	第2条 定義	第2条 定義
<b>第3条 子どもの権利</b>		第3条 基本理念
第4条 基本理念	第3条 基本理念	
第5条 県の責務	第4条 県の責務	第4条 国の責務
第6条 保護者の責務・役割	第5条 保護者の責務	
		第5条 地方公共団体の責務
第7条 県民の責務・役割	第6条 県民の責務	第7条 国民の努力
第8条 学校等の責務・役割	第7条 育ち学ぶ施設の責務	
第9条 子育て支援団体の責務・役割		
第10条 事業者の責務・役割		第6条 事業者の努力
<b>第11条 子どもの意見を聞く仕組み 子どもの意見の県の施策への反映</b>		第11条 こども等の意見の反映
<b>第12条 子どもの社会参画の促進</b>		
<b>第13条 子どもの権利の保障のための 措置</b>	第13条 相談の処理	
	第8条 大綱の策定	第9条 こども大綱
第14条 計画の策定・公表	第12条 必要な場合における個別計 画の策定	第10条 都道府県こども計画、市町 村子ども計画
第15条 推進体制の整備	第10条 県民等の活動に対する支援	第12条 総合的かつ一体的な提供の ための体制整備
	第11条 市町に対する助言等	第13条、第14条 関係者相互の有機 的な連携の確保等
	第14条 拠点の整備	
第16条 広報・普及啓発・機運醸成	第9条 広報活動等	第14条 法律および条約の周知
		第15条 財政上の措置
第17条 子ども若者審議会		第8条 年次報告
		第17条~第20条 こども政策推進会 議
	第15条 その他	

□ 前回および今回の議題とする事項

■ 今後諮る事項

太 太字は本条例で重要と考える規定

	条例たたき台	条例たたき台の考え方	第3回条例検討部会（斜体部分）および事前検討会 委員意見
前文			<p>【基本理念】『子ども①～子ども③』について                      ・意図を伝えるにはある程度説明的な記述が必要かもしれない。条文では記述が難しければ前文に書くという選択肢もある。</p> <p>【基本理念】『家庭や子育てに夢を持ち・・・社会環境を整備すること。』について                      ・条文の中にもバランスのいい言葉で入れた方がよいと思うが、県や保護者などの思いも含めて前文に書く方が落ち着きはいいかも。前文に書く方が理解しやすくなると思うが、条文（本則）を見たときにも問題がないようにした方がよい。</p>
目的	<p>□手段                      子ども施策に関し、基本理念を定め、県や保護者等の責務を明らかにするとともに、子ども施策の基本となる事項を定めることにより、</p> <p>□直接的な目的                      子ども施策を総合的かつ計画的に推進し、</p> <p>□終局的な目的                      ①子どもの権利の保障                      ②県民が安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現                      ③全ての子どもが心身ともに健やかに成長することができる社会の実現</p>	<p>他県の子ども条例の目的を大別すると                      ①子どもの権利の保障                      ②保護者等に対する行政の支援、社会の環境の整備（、少子化対策）                      ③子どもが（健全にまたは十分に）成長できる社会環境の整備の3つに分けられる。                      今回のたたき台は、①～③を全て含む形で作成（ただし、少子化対策については少なくとも明定する要素はない）。                      ①は、今回の条例化の動機の一つ                      ②および③は、滋賀県として子どもについてどのような社会を目指すのかという、条例の考え方を示すため置くもの。</p> <p>※現行条例では「育ち・育てる環境づくり」として同旨の目的を設定している。</p>	<p>・まず、1条に書くべき、「目的」をはっきりさせるところからスタートした方がいいと思います。次に、目的を達成するための手段を検討すればいいのではないのでしょうか。                      ・②には少子化対策の視点が入っているように見える。                      ・②③を①と同じレベルに置くかどうかは、②③は①を実現するための土台作りとしての側面もあると思うので取り扱いを検討する余地はある。                      ・②③は目的ではなく、①を叶えるための手段とした方がいいのではないかと。                      ・行政の責任である、保護者が子どもを健やかに育てるようになる土壌作りという観点から、どのようなメッセージを入れる必要があるか。</p>
子どもの権利	<p>・子ども施策は、次に掲げる子どもの権利を尊重して行われなければならない。                      (1) 個人として尊重され、その基本的人権が保障され、および差別的取扱いを受けることがない権利ならびに教育を受ける権利                      (2) 適切に養育され、その生活を保障され、愛され保護され、その健やかな成長および発達ならびにその自立が図られることその他の福祉に係る権利                      (3) 子どもの年齢および発達程度に応じて、自己に影響を及ぼす全ての事項に関して意見を表明し、および多様な社会的活動に参画する権利                      (4) 子どもの年齢および発達程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される権利</p>	<p>この条例において確保しようとし、あるいはこの条例の運用において前提とする子どもの権利の内容を明らかにするもの。                      なお、その内容は、児童の権利条約や憲法を踏まえてこども基本法第3条1項の基本理念の第1号～第4号に定められている権利の内容を、〇〇の権利として確認的に列記する。                      （こども基本法第3条①～④）</p>	
基本理念	<p>1 県は、次に掲げる認識の下に子ども施策を講ずるものとする。</p> <p>・ <b>全ての子どもは権利を有する個人として尊重されること</b>                      ・ <b>全ての子どもは社会を構成する一員として尊重されること</b>                      ・ <b>全ての子どもは次代の社会を切り拓く大切な存在であること</b></p>	<p>第1項は、主に、県は、子ども施策を講ずるに当たり、どのような価値判断の下に、あるいはどのような解釈指針をもって行うかを示す。</p> <p>・ <b>全ての子どもはそれ自身が独立して権利の主体であることを示す。</b>                      ・ <b>ここでいう権利には前条に置こうとする「子どもの権利」が含まれる（前条と本条は一体的にこの条例の基本理念と位置付ける）。そのため、この号は子どもには生きる権利や守られる権利、自らの意見が尊重される権利などがあることを明示するものとなる。</b></p> <p>・ <b>子どもは（大人とともに）社会の構成員として尊重されるべきことを明示する。</b>                      ・ <b>子どもが社会の一員であるとの前提は、本条例で個別の規定を設ける予定である、子どもからも意見を聞くことや子どもの社会参画を支える考え方にもつながる。</b>                      ・ <b>「全ての」子どもとの表現は、誰一人社会から疎外されざるべきことを示す。</b></p> <p>・ <b>子どもは次代の社会を切り拓く存在であるとの認識は、大人や社会が、子どもが次代の社会においてもその能力を発揮でき、将来にわたって幸福な生活を送ることができるよう、その可能性を伸ばすといった子どもの健やかな成長を支えるとの考え方や、将来に関わる事項について現在の子どもの意見を尊重すべきとの考え方につながる。</b>                      ・ <b>子どもは今を生きる存在として大切にされるという視点は、子どもの権利に係る第1号に反映されていると理解。</b></p>	<p>・ 「社会の一員」であることの強調は社会の歯車や駒の1つのように伝わるおそれはないか。                      ・ この文章を見て、社会の一員なのだとか気付かされる子どももいると思う。「子どもたちも」という表現でもいいのではないかと。                      ・ 生産性のある人だけが社会の一員となりうるとか障害のある人は違うというような考えを持たれることもありうるので、「全ての」という一言を入れた方がいいのではないかと。</p> <p>・ <b>子どもは今を生きる存在でもあることが読み取れない。</b>                      ・ <b>②と③は子どもたちの言葉も汲み取りながら検討してほしい。</b>                      ・ <b>次代の社会のために今は我慢するようなニュアンスで伝わるおそれはないか。</b>                      ・ <b>子どもに負担を担わせる意図でないなら、前文に書くという選択肢もある。</b></p>

	条例たたき台	条例たたき台の考え方	第3回条例検討部会（斜体部分）および事前検討会 委員意見
(基本理念)	<p>・保護者が<b>子育て子どもを心身ともに健やかに育成すること</b>についての第一義的責任を有すること</p> <p>・県は、保護者とともに、子どもを心身ともに健やかに育成する責任を有すること。</p>	<p>・保護者が第一義的責任を負うことについて、児童の権利に関する条約の規定および同条約を踏まえて改正された児童福祉法の規定と整合するように規定する。</p> <p>・改正児童福祉法と同様に、県は児童の保護者とともに児童を心身ともに健やかに育成する責任を負うとの趣旨の条文を加える案としている。</p> <p>・この県の責任としては、子どもが健やかに成長できるよう社会の環境を整備する主体的責任、保護者が子育てについての責任を果たせるよう保護者を支援する補助的責任、保護者が子育てについての責任を果たせない場合に保護者に代わって子どもを育成する補充的責任、などが想定される。</p> <p>※ただし、児福法の対象は児童であるため年齢に上限あり。</p>	<p>・発達に課題のある子どもや虐待を受けている子どもの中には、保護者自身に課題がある方もいるので、保護者に第一義的責任を求めていくというスタンスは違うのではないかと。</p> <p>・子ども基本法や他の自治体は、保護者の第一義的責任だけが強調されている点は私も気になっている。たたき台にあるように児童福祉法にある「国および地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う」という考えをセットで考えるべき。滋賀の条例として、もうちょっとわかりやすい表現を考える余地はある。</p> <p>・民法改正後の親権に係る規定のように、「子どもの利益のために」という文言を入れてはどうか。</p> <p>・誤解が生じるので、どうしても書けずなら、児童福祉法の表現を参照する。</p>
2	<p>県は、次に掲げる事項を旨として、子ども施策を講ずるものとする。</p>	<p>第2項は、主に、県はどのような状態を目標・理想として子ども施策を講ずるかを示す。</p>	
	<p>・全ての子どもおよび子どもを生み、育てる者が支援を受けられること。</p>	<p>・県は、保護者が県（その他の者）から支援を受けられるよう施策を設計し、運用すべき旨を定める。</p> <p>・「全ての」の語は、県は、県の施策から取り残される子どもや保護者がいないよう、また切れ目のない支援がされるよう施策を設計し、運用しなければならない旨を示す。</p> <p>○関連：目的規定（保護者への支援、子どもが健やかに成長できる社会環境の整備等）</p> <p>○関連：基本理念（保護者の第一義的責任、県の責任）</p>	
	<p>・保護者による養育が困難な子どもにはできる限り保護者による場合と同様の養育環境が確保されること。</p>	<p>県が保護者に代わって子どもを育成する場合における当該育成のありかたや水準の考え方を示すもの。</p> <p>（こども基本法 § 3⑤）</p>	
	<p>・県、市町、県民、事業者その他子育ての支援に関する取組を行う者が適切な役割分担の下に連携および協力をし、社会全体で子どもの成長が支えられること。</p>	<p>・県は、子どもに対して社会全体のリソースが活用され、各主体の活動の効果がなるべく発揮されるよう、関係者の連携協力を促進する方向で施策を設計し、運用すべき旨を定めるもの</p> <p>○関連：責務規定（子育て支援団体等の責務、県民の責務）</p> <p>○関連：目的規定（子どもが健やかに成長できる社会環境の整備、保護者への支援）</p>	
	<p>・子どもが自らを大切に思う気持ちや他者を思いやる心を育み、規範意識を身に付け、自立した個人として次代の社会を切り拓くことができるようになること。</p>	<p>県は、子どもの意見の反映や子どもの権利に係る普及啓発等の子どもの権利を確保するための措置を講ずるに当たっては、当該権利を確保するための措置（例えば子どもが自らを大切に思う気持ちを育む）や、権利に内在する制約、健やかな成長に資する事項などについても十分に考慮され、理解されるよう行わなければならない旨を示すもの。</p> <p>○関連：基本理念（子どもは次代の社会を担う大切な存在との認識）</p> <p>○関連：責務規定（子どもの責務等を規定しない理由）</p> <p>○関連：目的規定（子どもの健やかな成長に係る目的の範囲等）</p>	<p>・子どもが自らを大切に思う気持ちや他者を思いやる心は、子どもの権利保障をしっかりとしていくことで自然と育まれていくものだと思います。もし、道徳を教えれば育めると思っているのであれば、その認識を改めるところから始める必要があると思います。大切にされていると実感できない子に、自分や他者を大切にせよと言っても理解してもらえません。</p> <p>・子どもの権利についての啓発活動などを通じて自らを大切に思う気持ちや他者を思いやる心を育むべきというのはそのとおり。</p> <p>・「自立した個人」とは、障害を持つ子どもや言語のできない子どもにもピンとくるものか。</p> <p>・自分の権利が守られ、他者も大事にするというステップを示した方が良いと思うが、ゴールを「自立した個人」とするかどうか。そこまで条例で踏み込むかどうか。年齢にも関わり、読み手によっても違うかもしれない。</p> <p>・規範意識の部分について、押し付けられた規範を守らなければならないという印象を受ける。</p> <p>・大人が思い描く規範と子どもにとって身近な規範はそれぞれイメージするものが全く異なる。子どもにとっては校則が最も身近だと思う。</p> <p>・守らないといけない規範も、自分が守ってこそ守られると思うので、規範意識を持つことについても敢えて書くことは大事。</p>
	<p>・家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること。</p>	<p>保護者には子どもの最善の利益の優先的考慮や、子育てについての第一義的責任を有するなど、子どもに対して重要な役割が求められているが、これらの規範は、その達成のために保護者等に過大な負担を負うことを当然視するかのよう結果をもたらすものであるべきでなく、併せて、身近な大人が笑顔であることが子どもの笑顔にもつながるという意味においても、子ども以外の者の状況とのバランスにも配慮された社会環境を整備する必要性を示したもの。</p> <p>※こども基本法 § 3⑥に類似の条文がある</p>	<p>・条文の中にもバランスのいい言葉で入れた方がよいと思うが、県や保護者などの思いも含めて前文に書く方が落ち着いた方がいいかもしれない。</p> <p>・前文に書くことと理解しやすくなると思うが、条文（本則）を見たときにも問題がないようにした方がよい。</p>

		条例たたき台	条例たたき台の考え方	第3回条例検討部会（斜体部分）および事前検討会 委員意見
責務	県	<p>・県は、前2条の趣旨（以下この条から第〇条までにおいて「基本理念」という。）にのっとり、子ども・子育て支援に関する施策を総合的に策定し、および実施するものとする。</p> <p>・県は、市町、保護者、子ども・子育て支援機関等、事業者および県民が、それぞれの役割を果たし、相互に連携し、および協力して子ども・子育て支援を行うことができるよう必要な助言その他の支援を行うものとする。</p>	<p>※現行条例に規定があるためこの考え方を否定しない場合は含める。</p> <p>現行条例の内容に「必要な助言その他の支援を行う」旨を追加 ○関連：基本理念（適切な役割分担）</p> <p>※現行条例に同旨の規定がある。</p>	<p>・全て並立で書かれているが、県や学校というのと、保護者や県民というのは次元が違うのではないか。後者について全て「努めなければならない」と表現されていることに違和感がある。</p>
	保護者	<p>・保護者は、基本理念にのっとり、子どもを健やかに育むよう努めなければならない。</p>	<p>・論点 『子どもを健やかに育む』という表現で保護者に求める役割を言い表されているかどうか。他に規定すべきものがないか。</p> <p>※現行条例に同旨の規定がある。</p>	<p>・第一義的責任を負うとする基本理念を踏まえて、責務で保護者がどういう考えを持って子育てをしていけばいいのかということが定義されると良いのかと思う。</p> <p>・児福法ないしこども基本法の趣旨は、保護者に義務を課すものではないと思います。保護者が第一義的責任を負うことの本来の趣旨は、“行政は保護者の養育をまずは尊重しましょう”、というものであって、行政の権限を縛る趣旨だと理解しています。</p>
	学校等	<p>・学校等は、基本理念にのっとり、第〇条に掲げる子どもの権利を踏まえ、子どもへの支援を行わなければならない。</p>	<p>・「学校等」には、<b>県立学校に限らず私立学校や専修学校、各種学校、幼稚園、保育園、放課後児童クラブなど幅広く含む。</b></p> <p>※長野県の条例に類似の条文がある。</p>	<p>・学校でのいじめといった問題も非常にクローズアップされているので、もう少し突っ込んだ責務を明示してはどうか。</p> <p>・書くべきだと思う。学校現場で子どもの学習権をはじめとする子どもの人権が軽視されすぎています。管理そのものを目的とするのではなく、児童生徒の人権保障をまずは考えてほしいです。</p>
努力	事業者 事業主	<p>・事業者事業主は、基本理念にのっとり、職場の慣行、雰囲気その他の事情により職場における出産および子育てを支援する制度の活用が妨げられることのないよう、労働者の意識啓発および労働者相互の理解促進に特に配慮し、希望する全ての者が安心して子どもを育てることができる条件整備を行うとともに、男女を問わず子育てしやすい職場とするよう努めるものとする。</p> <p>※事業者に関する責務について規定されている法律は参考資料2参照</p>	<p>・ここにいう事業者は<b>子どもの保護者等を雇用する者を想定している。</b></p> <p>・事業者は<b>県や保護者と比べて子どもへのかかわり方が限定的であるため、「努力」として規定する。</b></p> <p>・事業者は雇用する労働者のワークライフバランスに配慮すべきことはこども基本法に規定が存するため、より詳細な表現で規定する。</p> <p>○関連：目的規定（保護者を支援する社会環境の整備）</p> <p>※鳥取県等の条例に類似の条文がある。</p>	<p>・「希望する全ての者が子どもを育てることができる」とされているが、参照した鳥取県のように、少子化対策を念頭に「希望する全ての女性が安心して子どもを産むことができる」とした方がいいのでは。</p> <p>・事業者というのはどういう立場なのか、子どもの権利を直接守る存在としての事業者というのは何か。</p>
	子育て支援団体	<p><del>子育て支援団体は、基本理念にのっとり、子ども・子育て支援等に関する専門的な知識および経験を生かし、子育て支援等に取り組むよう努めるものとする。</del></p>	<p>・子育て支援団体が担っている役割は大きく、専門的な知識および経験を活かすなどして子ども・保護者に対する支援を実施してもらうことが期待されているものの、任意の活動に対して責務等を定めることの妥当性に鑑み、基本理念において子育て支援団体等との連携協力を明記することで本規定に代えることも想定。</p> <p>○関連：基本理念（子育て支援団体等との連携）</p> <p>※鳥取県等の条例に類似の条文がある。</p>	<p>・行政の支援が行き届いていないところを支援団体が補っている中で、支援団体に義務を課するのは、たとえ努力義務であったとしても違和感があります。</p> <p>・重く受け止められることもあるので、みんなで協力して一緒にやろうというスタンスを表現したほうがいいのではないかと。</p> <p>・基本理念で連携協力について書かれているので、規定する必要はないのではないかと。</p> <p>・規定した方が、地域の中で立場・立ち位置が違う人たちも一緒に手を繋いでやりましょうというようにプラスに捉えられるのではないかと。</p> <p>・責務として規定するというより、子育て支援を補完していただいている心構え・スタンスのようなものが伝わればいいのではないかと。</p>
	県民	<p>・県民は、基本理念にのっとり、子どもの<b>健やかな</b>成長を愛情を持って支える地域社会の実現に努めるものとする。</p>	<p>・子どもの権利は、子どもを取り巻くあらゆる局面においてその関係者により確保される必要があることから、全ての県民がこの条例の趣旨を認識して行動することが求められる。一方で、県民一般の責務等は県や保護者と同列ではないため、「努力」として規定する。</p> <p>※大阪府の条例に類似の条文がある。</p>	
		<p><del>県民は、子どもの心身ともに健やかな成長にとって望ましい社会の実現に資するよう努めるものとする。</del></p>	前項と統合	<p>・あってもいいと思いますが、わかるようでよく分からない内容だと思いました。</p>
	子ども		<p>・自らの主張等に際して他の子どもの権利も尊重しなければならないといった規範は、子どもの権利に内在する制約等として当然に存在するが、子どもが順守すべき事項として規定するのではなく、権利や条例全体の理解の一部として基本理念（他者を思いやる心を育むなど）に規定する。</p> <p>○関連：基本理念（他者を思いやる心を育む）</p> <p>【参考】</p> <p>○「子ども」の責務を定めている法令…なし</p> <p>○「子ども」の責務を定めている都道府県…なし</p>	<p>・子ども同士が関わる機会が多いので、子どもが過ごしやすい社会を作るためには、子どもに対する責務も一定必要ではないかと。</p> <p>・責務という表現が重たいようであれば、目標みたいなものを置いてはどうか。</p> <p>・子どもと大人のあいだには多くの場合、すでに主従関係や、決定権の差が働いているので、安易に子どもに責務を求めるのは避けた方がいいのではないかと。たしかに、子どもも他の子どもの権利を守る責任があるし、応答能力や役割をもつことが成長につながる側面もあると思うが、まずは義務や責務に関わらずひとりひとりが大切にされる権利をもっていることを確認するところから始めてみてはどうか。</p> <p>・子ども自身の責務を言葉で示すと、誘導や強制・抑制につながるのではないかと危惧。道徳教育に近くなりますが、様々な事例を通して自身の意見を持つことが必要であると考えます。子ども自身が感じる責務は一つとは限りません。様々な意見を持ち、聞くことができる素養を育成できることかと思えます。</p> <p>・子どもの責務として規定するのではなく、基本理念にある子どもは社会の一員という部分だけでも十分ではないかと。</p> <p>・権利の内在的制約については子ども同士でも当然その調整が日々必要になるだろうが、それを責務として書くのはやはり違う。</p>

# 基本計画・審議会に係る規定について



# 計画（淡海子ども・若者プラン）の位置付けについて

## 滋賀県淡海子ども・若者プラン

▶今後5カ年の子ども施策を総合的かつ計画的に推進するための中長期的な計画

※直近は令和2年3月に改定（令和2～6年度計画）。現在、令和7年度から適用する新計画策定に向けて検討準備中

こども基本法

（都道府県こども計画等）

第十条 都道府県は、こども大綱を勘案して、当該都道府県におけるこども施策についての計画（以下この条において「都道府県こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 （略）

3 都道府県又は市町村は、都道府県こども計画又は市町村こども計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 都道府県こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第一項に規定する都道府県子ども・若者計画、子どもの貧困対策の推進に関する法律第九条第一項に規定する都道府県計画その他法令の規定により都道府県が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。

## 新条例への規定方針

・新条例に定める基本理念を踏まえた子ども施策を総合的かつ計画的に推進するための計画を策定

・こども基本法第10条の『都道府県子ども計画』の位置付けを含む

※その他、以下の法律に基づく計画の位置付けを含む。

法律	計画名称	計画概要
子ども・子育て支援法	都道府県子ども・子育て支援事業支援計画	教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等
子ども・若者育成支援推進法	都道府県子ども・若者計画	子ども・若者育成支援について
母子及び父子並びに寡婦福祉法	自立促進計画	母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置等
次世代育成支援対策推進法	都道府県行動計画	次世代育成支援対策の実施等
子どもの貧困対策の推進に関する法律	都道府県子どもの貧困対策計画	子どもの貧困対策についての計画

・計画の制定時および変更時には子どもの意見を反映させる

・子ども・若者審議会への年次状況報告

# 審議会（子ども・若者審議会）の位置付けについて

## 現行の位置付け

### ▶滋賀県附属機関設置条例

（設置等）

第2条 執行機関の附属機関として、別表に掲げる機関を置き、その担任する事務ならびに委員の数、構成および任期は、同表に定めるとおりとする。

別表（第2条関係）

名称	担任する事務	委員の数	委員の構成	委員の任期
滋賀県子ども若者審議会	知事の諮問に応じて子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第72条第4項各号に掲げる事項その他子どもおよび若者に関する総合的な施策の推進に関する事項について調査審議すること。	20人以内	(1)学識経験を有する者 (2)その他知事が適当と認める者	3年

## 新条例への規定方針

- ・審議会および各部会の設置根拠となる条文を規定
- ・滋賀県淡海子ども・若者プランの制定・改定時における同審議会への意見聴取
- ・滋賀県淡海子ども・若者プランの年次状況報告の審議

## その他の機能の検討

- ・子どもの意見を反映させるための方策
  - ・委員の構成に子どもを含める
  - ・子ども部会の設置（常設or随時）

### 他県の特徴的な取組（石川県子ども政策審議会）

§84②審議会は、県における子どもに関する施策について、毎年少なくとも一回、公聴会を開催し、青少年を含めた県民の意見を聴かなければならない。

R4年度 ヤングケアラーについて（元ヤングケアラー、スクールソーシャルワーカーが参加）

男性の子育て参加促進と育休取得促進について（労働局、子育て応援企業、社労士が参加）

## 『保護者の第一義的責任』を含む法律の規定

### 児童の権利条約

#### 第5条（父母等の責任、権利及び義務の尊重）

締約国は、児童がこの条約において認められる権利を行使するに当たり、父母若しくは場合により地方の慣習により定められている大家族若しくは共同体の構成員、法定保護者又は児童について法的に責任を有する他の者がその児童の発達しつつある能力に適合する方法で適当な指示及び指導を与える責任、権利及び義務を尊重する。

#### 第18条（児童の養育及び発達についての父母の責任と国の援助）

締約国は、児童の養育及び発達について父母が共同の責任を有するという原則についての認識を確保するために最善の努力を払う。父母又は場合により法定保護者は、児童の養育及び発達についての第一義的な責任を有する。児童の最善の利益は、これらの者の基本的な関心事項となるものとする。

2 締約国は、この条約に定める権利を保障し及び促進するため、父母及び法定保護者が児童の養育についての責任を遂行するに当たりこれらの者に対して適当な援助を与えるものとし、また、児童の養護のための施設、設備及び役務の提供の発展を確保する。

### こども基本法

#### 第三条（基本理念）

5 こどもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、これらの者に対してこどもの養育に関し十分な支援を行うとともに、家庭での養育が困難なこどもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保することにより、こどもが心身ともに健やかに育成されるようにすること。

### 児童福祉法

第二条 全て国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達に程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない。

② 児童の保護者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を負う。

③ 国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。

### 教育基本法

#### 第十条（家庭教育）

父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

### いじめ防止対策推進法

#### 第九条（保護者の責務等）

保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

2 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等がいじめから保護するものとする。

3 保護者は、国、地方公共団体、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。

4 第一項の規定は、家庭教育の自主性が尊重されるべきことに変更を加えるものと解してはならず、また、前三項の規定は、いじめの防止等に関する学校の設置者及びその設置する学校の責任を軽減するものと解してはならない。

## 少子化社会対策基本法

### 第二条（施策の基本理念）

少子化に対処するための施策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するとの認識の下に、国民の意識の変化、生活様式の多様化等に十分留意しつつ、男女共同参画社会の形成とあいまって、家庭や子育てに夢を持ち、かつ、次代の社会を担う子どもを安心して生み、育てることができる環境を整備することを旨として講ぜられなければならない。

- 2 少子化に対処するための施策は、人口構造の変化、財政の状況、経済の成長、社会の高度化その他の状況に十分配慮し、長期的な展望に立って講ぜられなければならない。
- 3 少子化に対処するための施策を講ずるに当たっては、子どもの安全な生活が確保されるとともに、子どもがひとしく心身ともに健やかに育つことができるよう配慮しなければならない。
- 4 社会、経済、教育、文化その他あらゆる分野における施策は、少子化の状況に配慮して、講ぜられなければならない。

## 次世代育成支援対策推進法

### 第三条（基本理念）

次世代育成支援対策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるように配慮して行われなければならない。

## 子ども・子育て支援法

### 第二条（基本理念）

子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない。

- 2 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものであり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮されたものでなければならない。
- 3 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。

## 児童虐待の防止等に関する法律

### 第四条（国及び地方公共団体の責務等）

- 7 児童の親権を行う者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を有するものであって、親権を行うに当たっては、できる限り児童の利益を尊重するよう努めなければならない。
- 8 何人も、児童の健全な成長のために、家庭(家庭における養育環境と同様の養育環境及び良好な家庭的環境を含む。)及び近隣社会の連帯が求められていることに留意しなければならない。

## 児童手当法

### 第一条（目的）

この法律は、子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)第七条第一項に規定する子ども・子育て支援の適切な実施を図るため、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とする。

## 子どもに関する事業者の責務、国民等の責務

### こども基本法

(事業者の努力)

第六条 事業者は、基本理念にのっとり、その雇用する労働者の職業生活及び家庭生活の充実が図られるよう、必要な雇用環境の整備に努めるものとする。

(国民の努力)

第七条 国民は、基本理念にのっとり、こども施策について関心と理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が実施するこども施策に協力するよう努めるものとする。

### 少子化社会対策基本法

(事業者の責務)

第五条 事業者は、子どもを生み、育てる者が充実した職業生活を営みつつ豊かな家庭生活を享受することができるよう、国又は地方公共団体が実施する少子化に対処するための施策に協力するとともに、必要な雇用環境の整備に努めるものとする。

(国民の責務)

第六条 国民は、家庭や子育てに夢を持ち、かつ、安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現に資するよう努めるものとする。

### 次世代育成支援対策推進法

(事業者の責務)

第五条 事業者は、基本理念にのっとり、その雇用する労働者に係る多様な労働条件の整備その他の労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備を行うことにより自ら次世代育成支援対策を実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる次世代育成支援対策に協力しなければならない。

(国民の責務)

第六条 国民は、次世代育成支援対策の重要性に対する関心と理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる次世代育成支援対策に協力しなければならない。

### 子ども・子育て支援法

(事業者の責務)

第四条 事業者は、その雇用する労働者に係る多様な労働条件の整備その他の労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備を行うことにより当該労働者の子育ての支援に努めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる子ども・子育て支援に協力しなければならない。

(国民の責務)

第五条 国民は、子ども・子育て支援の重要性に対する関心と理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる子ども・子育て支援に協力しなければならない。

## 子どもの読書活動の推進に関する法律

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

## ○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

第2条第2項

女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

滋子青第 2695 号  
令和4年(2022年)12月27日

滋賀県子ども若者審議会会長 様

滋賀県知事 三日月 大造

「(仮称)子ども基本条例」の策定について(諮問)

子どもは次代を切り拓く存在であり、私たちの希望です。今こそ、すべての子ども一人ひとりが尊重され、年齢や発達の程度に応じた適切な支援を受けながら、安全・安心な環境の中で愛されて育ち、自らの夢や志に向けて学び成長していくことができる社会づくりが求められています。

本県ではこれまでから、平成18年に「滋賀県子ども条例」を制定するなど、全国に先駆けた取組を進めてまいりましたが、条例制定から16年が経過し、子どもを取り巻く環境も大きく変化しています。主体的に考え探究する生き生きとした子どもの姿が見られる一方で、虐待や貧困といった困難な状況や、ネット上での著しい権利侵害等の課題も顕在化しています。本年6月にはこども基本法が制定され、子ども政策への関心も高まる中、当事者である子どもの権利や意見をより重視する「子どものために、子どもとともにつくる県政」の実現が必要です。

県民の皆さんから親しまれ、愛されているびわ湖のように、子どもを中心に置き、子どもが幸せに成長し、大人が子育ての喜びを実感できる滋賀を、今の時代にふさわしい新たな条例の策定を通じ、県民の皆さんと思いを共有しながら実現していきたいと考えています。

そこで、「(仮称)子ども基本条例」の策定について、滋賀県附属機関設置条例第2条(平成25年滋賀県条例第53号)に基づき、貴審議会の意見を求めます。

なお、審議にあたっては、福祉、教育、医療、保健、療育など子どもに関わる幅広い分野の関係者の参画を得るとともに、条例の思いが子どもたちに届くよう、子どもの目線で、子どもの声を取り入れながら、子どもに分かりやすい内容に御配慮をお願いします。